

新館 多床室

地域密着型特別養護老人ホーム シンパシー <多床室> 利用料金表

1か月31日あたり 単位：円

※ 申し込み対象者は阿賀野市の方のみとなります

地域密着型特別養護老人ホームシンパシー（多床室）は生活保護法の指定を受けています

負担段階 ※1	介護度	基本 サービス 費	各種加算	介護費用 負担合計額	高額介護 サービス費 ※3	居住費	食 費	居住費・食費 合計額	合計金額
第1段階	要介護1	565	※2	17,515	15,000	0	300	9,300	26,815
	要介護2	634	※2	19,654	15,000	0	300	9,300	28,954
	要介護3	704	※2	21,824	15,000	0	300	9,300	31,124
	要介護4	774	※2	23,994	15,000	0	300	9,300	33,294
	要介護5	841	※2	26,071	15,000	0	300	9,300	35,371
第2段階	要介護1	565	※2	17,515	15,000	370	390	23,560	41,075
	要介護2	634	※2	19,654	15,000	370	390	23,560	43,214
	要介護3	704	※2	21,824	15,000	370	390	23,560	45,384
	要介護4	774	※2	23,994	15,000	370	390	23,560	47,554
	要介護5	841	※2	26,071	15,000	370	390	23,560	49,631
第3段階	要介護1	565	※2	17,515	24,600	370	650	31,620	49,135
	要介護2	634	※2	19,654	24,600	370	650	31,620	51,274
	要介護3	704	※2	21,824	24,600	370	650	31,620	53,444
	要介護4	774	※2	23,994	24,600	370	650	31,620	55,614
	要介護5	841	※2	26,071	24,600	370	650	31,620	57,691
第4段階	要介護1	565	※2	17,515	37,200	840	1,380	68,820	86,335
	要介護2	634	※2	19,654	37,200	840	1,380	68,820	88,474
	要介護3	704	※2	21,824	37,200	840	1,380	68,820	90,644
	要介護4	774	※2	23,994	37,200	840	1,380	68,820	92,814
	要介護5	841	※2	26,071	37,200	840	1,380	68,820	94,891
(第2 割) 第4段階	要介護1	1,130	※2	35,030	37,200	840	1,380	68,820	103,850
	要介護2	1,268	※2	39,308	37,200	840	1,380	68,820	108,128
	要介護3	1,408	※2	43,648	37,200	840	1,380	68,820	112,468
	要介護4	1,548	※2	47,988	37,200	840	1,380	68,820	116,808
	要介護5	1,682	※2	52,142	37,200	840	1,380	68,820	120,962

※1（負担段階）は市町村で決定されます。負担限度額認定証の提示により、居住費・食費の軽減が受けられます。

※2（各種加算）は施設の体制や利用者様の個別の状況等により決定します。

※3（高額介護サービス費）は市町村で決定されます。利用者様の状況等により上記に該当しない場合もあります。

詳しくは裏面を
ご覧ください。

◎保険対象外費用（食費・居住費は除く）

項 目	料 金
お や つ 代	1日につき 120円 1か月あたり 3,720円
電 気 使 用 料	1点につき1日 30円 1か月あたり 930円
理 美 容 代	1回につき 散髪・顔そり2,800円 散髪のみ2,300円
医 療 費	医療保険を使用しての自己負担
特別な食事（行事食等）の提供	実費負担
日 常 生 活 用 品 費	実費負担

※共用の日用品・洗濯・おむつ代につきましては、利用料金の中に含まれており、自己負担はありません。

※1 「負担限度額認定証」の交付による、居住費と食費の軽減

市町村に申請し、決定される制度です。食費と居住費は利用する人が負担することになっていますが、市民税非課税世帯の方は、申請により下記の段階が決定し、自己負担が軽減されます。

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員及び配偶者（世帯分離している場合も含む）が市民税非課税で本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方 ・本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下）
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員及び配偶者（世帯分離している場合も含む）が市民税非課税で本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える方 ・本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下）
第4段階	第1段階～第3段階以外の方（世帯課税）

※2 「負担割合証」の交付による、自己負担額の決定

市町村から発行される「負担割合証」により、1割か2割の自己負担になります。介護サービス費に下記の各種加算料金（体制加算は共通、個別加算は必要に応じて）が算定されます。

体制加算		1割負担	2割負担
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）＊1	1日につき	6	12
日常生活継続支援加算（Ⅰ）＊1	1日につき	36	72
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	12	24
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	23	46
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日につき	41	82
準ユニットケア加算	1日につき	5	10
個別機能訓練加算	1日につき	12	24
栄養マネジメント加算	1日につき	14	28
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＊2	1月につき	所定単位×8.3%	所定単位×8.3%×2

*1 サービス提供体制強化加算、日常生活継続支援加算は体制によりいずれかの算定となります。*2 所定単位：基本サービス費＋各種加算（体制加算・個別加算）

個別加算		1割負担	2割負担
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120	240
外泊時費用	1月につき 6日を限度	246	492
初期加算	30日に限り 1日につき	30	60
療養食加算	1回（食）につき （1日3回を限度に）	6	12
経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	400	800
低栄養リスク改善加算	1月につき	300	600
再入所時栄養連携加算	1回につき	400	800
排せつ支援加算	1月につき （6ヶ月以内の期間に限り）	100	200
褥瘡マネジメント加算	1月につき （3ヶ月に1回）	10	20
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき）	144	288
	死亡日の前日及び前々日 （1日につき）	680	1360
	死亡日1日につき	1,280	2560

※3 高額介護サービス費

市町村にて決定される制度です。利用者本人の収入及び世帯の課税状況により、介護サービス費の自己負担額（1割負担分）の合計額が一定の上限を超えると、その超えた額が返還されます（居住費、食費等は対象外）。介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額に含まれません。